

水防時における警防活動要領

平成26年12月
警防部警防課

目 次

第 1 節	趣 旨	1
第 2 節	活動の基本	1
第 3 節	水防組織	1
第 4 節	災害対応体制	1
1	指揮体制	1
第 5 節	消防通信体制	3
1	出動指令の原則	3
2	部隊管理	3
3	署基地局の運用原則	3
4	通信指令体制	3
第 6 節	警防活動	
1	水位・潮位及び雨量の観測、収集等	3
2	事前対策	4
3	警戒活動	4
4	広報活動	4
5	災害出動準備	5
6	情報収集	5
7	現場活動	7
第 7 節	応援要請	1 1
1	応援要請の区分	1 1
2	広域応援受援計画	1 2
第 8 節	水防工法及び水防資器材	1 2
1	水防工法	1 2
2	水防資器材	1 2
第 9 節	災害後の警防対策	1 2
1	地理状況	1 2
2	消防水利	1 2
3	地区別警防計画の樹立	1 2
参考資料		
	主な水防工法	1 3
	国土交通省備蓄水防資器材	1 4
	広島県備蓄水防資器材	1 5
	広島市水防倉庫備蓄資器材	1 6

水防時における警防活動要領

第1節 趣旨

この警防活動要領は、水防時における出動体制、災害現場の活動要領、部隊管理、関係機関との連携及び応援要請等についての的確に対処できるよう要領として定めたものである。

第2節 活動の基本

- 1 広島市水防計画（以下「水防計画」という。）に基づき、区役所その他関係機関との連携を密にし、それぞれが役割を分担し任務を遂行する。
- 2 災害活動にあたっては人命救助を主眼とし、緊急かつ公共性のある事案を優先する。
- 3 安全管理を徹底し、二次災害の防止に努める。

第3節 水防組織

水防時の体制、組織については、広島市地域防災計画による。

第4節 災害対応体制

1 指揮体制

(1) 消防局の体制

別に定める「消防局警防体制」に準じる。

(2) 消防署の体制

ア 広島市に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき（以下、「体制発令時」という。）は、署にあっては局の体制と同様に署本部を設置し、後方支援班、警備班及び情報収集班において、それぞれの任務を遂行する。（各班別の任務等は次表のとおり。）

イ 災害規模等を考慮し、班（組織）の増減等弾力的な運用とする。

ウ 毎日勤務者により担当者が確保できない場合は、召集隊員をもって充てる。

班 別	担 当 者	任 務 等
後 方 支 援 班 班 長 副 署 長	警防課消防指導係 (庶務担当)	1 消防職員・消防団員の召集連絡 2 動員、応召状況の集計・報告 3 本部の庶務 4 その他署本部長が必要と認める事項
	警防課消防指導係	1 署本部初動措置の実施 (1) 広島市地域防災計画等の確認 (2) 必要資器材の確保、積載 (3) 情報収集体制の確保 (4) 防災関係機関との連携 2 水防資器材の出庫管理 3 被害状況の集計・報告

後方支援班 班長 副署長	警防課消防指導係	4 被害状況の記録と写真撮影 5 局警防本部との調整 6 局警防本部への情報の報告 7 その他署本部長が水防活動上必要と認める事項
警備班 班長 警防司令官	警防課 (警防副司令官)	1 情報収集 2 災害応急活動 (1) 水防活動 (2) 人命救出、救護活動 3 警戒活動 (1) 巡回・警戒 (2) 避難勧告・指示及び避難誘導 4 現場指揮活動 5 被害状況の調査 6 災害活動報告の作成 7 その他署本部長が水防活動上必要と認める事項
情報収集班 班長 予防課長	予防課	1 気象情報、河川情報、雨量情報の収集・伝達 2 災害情報、避難情報、被害情報の収集・伝達 3 現場支援活動 4 広報活動 5 区連絡員の派遣 6 その他署本部長が水防活動上必要と認める事項

第5節 消防通信体制

1 出動指令の原則

(1) 消防署長が行う部隊編成、出動指令及び部隊管理（動態管理）

ア 体制発令時においては、署長が部隊編成、出動指令及び出動した署部隊の動態管理を行う。

イ 出動区分は次による。

- (ア) 警戒・広報出動
- (イ) 調査出動
- (ウ) 応急工作出動
- (エ) その他特命出動

(2) 消防局長が行う部隊編成、出動指令及び部隊管理

ア 人的被害が発生又はそのおそれがある事案については、消防局長が部隊編成を行い出動させる。

イ 消防署間の出動等部隊の総合的な管理は、消防局長が行う。

2 部隊管理

A V M操作を確実にを行い、部隊の管理体制を確立する。

(1) A V M操作の原則

ア 人的被害が発生又はそのおそれがある事案の現場（以下「人的被害現場」という。）の出動部隊は、出動の際「出動」を、現場到着後は「現着」を押し、活動終了後は「引

揚」を押して次回出動に備える。

イ 人的被害現場以外の出動部隊は、「出動」を押し、直ちに「引揚」を押し、人的被害現場への出動に備える。(次回出動に応じる。)

(2) 動員状況・部隊編成状況等の報告

消防署長は、次に定める様式により 報告する。

庁内 LAN→消防局(J)→07 警防本部体制→【署本部用】動員状況・部隊編成表→(次回)動員状況・部隊編成表状況報告書→各署

ア 動員及び部隊の編成

(ア) 体制の発令時から動員が完了するまでの間、30分毎に報告する。

(イ) 応召者による隊編成のコンピュータ入力は、随時行う。

イ 消防隊の動態

局警防本部は、消防部隊の動態を常に把握するために、署本部と相互の連絡を密にする とともに、現場指揮者に対し、出動隊(活動現場ごと)等の情報をフィードバックする。

3 署基地局(消防署が運用する無線基地局)の運用原則

消防署長は、体制発令時において、水防指令及び水防現場出動部隊との交信を主として運用する。

4 通信指令体制

通信指令官は、体制発令時においては、災害受信、同報判定、無線運用等について効率的に運用する。

なお、指令係員の召集時期については、警戒本部 体制発令前であっても、災害受信対応等 から通信指令官が 必要と認めるときは、指令係員等の必要な人員を召集し、早期に運用体制の確立を図る。

第6節 警防活動

1 水位・潮位及び雨量の観測、収集等

(1) 観測時期

消防局長は、水位・潮位及び雨量の観測員(以下「観測員」という。)に、次により観測を指示するとともに、国土交通省、気象台、県及び河川情報センターから必要な情報を収集する。

ア 水位の観測 ～ 洪水注意報が発せられ、消防局長が必要と認めるとき。

イ 潮位の観測 ～ 高潮注意報が発せられ、消防局長が必要と認めるとき。

ウ 雨量の観測 ～ 消防局長が必要と認めるとき。(通常は、自動的に観測)

(2) 観測方法

観測員の観測及びその通報は次による。

ア 水位の観測員は、水位の変動を監視記録し、水位を天端からの落差により毎時通報するとともに、越水の恐れがある時は随時、署警備班班長に通報する。

イ 潮位の観測員は、潮位の状況を監視し、潮位又は落差、風向及び波浪の高さを測定し、異常潮位があった場合は、随時、署警備班班長に通報する。

(3) 観測場所については、水防計画及び署の事前計画に定めるところによる。

2 事前対策

(1) 住民への土のう貸出も考慮し、事前に土のうを備蓄しておく。

- (2) 事前に工法が不可能な地区等にあつては、可能な場所、適当な場所に土のうを事前配置し、当該地区の自主防災会等に説明し、自主的活動を促す。

3 警戒活動

消防署長又は消防団長は、水防計画に基づき水防上重要な場所、管内の地理的特性及び過去の被害箇所などを重点的に巡回できるよう、事前に巡回経路図を作成し、警戒活動時に活用を図るものとする。

(巡回時の調査事項)

- ・ 河川の浮遊物の状況
- ・ 護岸、堤防の越水、亀裂、欠け崩れ等の状況
- ・ 河川水位、潮位の変動状況
- ・ 山崩れ・がけ崩れ等の有無及び状況
- ・ その他水防上危険と認める事項

(巡回時の留意事項)

- ・ 2名以上を1組とする。
- ・ 巡回する場所によっては、救命胴衣を着装する。
- ・ その他必要と認められる資器材を携行する。

(1) 自主避難の呼びかけ

住民の自主的判断を即すため、雨量情報や洪水情報など、具体的な危険要因を知らせる。

(2) 避難勧告・指示

ア 巡視中、人命の危険があり避難勧告等の必要がある場合、直ちにその 措置状況等を消防署長に報告 する。

イ 避難勧告・指示を行うときは、サイレン（水防第4信号）を併用する。

ウ 避難勧告・指示が必要な場合は、直ちに消防署長に報告する。消防署長は、直ちに区長及び消防局長に報告する。

4 広報活動

消防署長は、必要に応じて 区長と協議し、次により地域住民に対して効果的な広報を行う。

(1) 被害発生前

気象状況、水防体制、警戒巡視の結果により必要と思われる内容等の広報を行い、地域住民の水害に対する警戒心の喚起を行う。

(2) 被害発生後

被害の発生状況、規模、活動（対応）状況、二次災害の防止等について、地域住民に対して広報活動を行う。

また、二次災害の発生危険がなくなった場合も、同様に広報を行う。

(3) 広報手段

- ア 防災行政無線、有線等
- イ 消防ヘリコプター
- ウ 広報車、消防車両等
- エ 携帯拡声器等
- オ 市有車両（区役所等）
- カ 警察機関への依頼
- キ 戸別訪問による口頭伝達

ク その他効果的な放送施設

5 災害出動準備

消防署長は、気象予報又は気象状況等を踏まえ、事前に水防資器材の点検と出庫準備を整え、水防出動時においては、直ちに積載し出動できる体制を確保する。

6 情報収集

(1) 気象、河川、雨量情報の収集・伝達

消防署長は、雨量情報等の観測、収集手段を確保するとともに、収集したデータが防災機関、自主防災会等に迅速で分かり易く伝達できるよう、あらゆる広報媒体を利用した情報伝達体制について、区長と予め協議しておくこと。

(2) 災害、避難、被害情報等の収集

消防署長は、被害状況等を把握するための効果的な方法について、予め区長と協議しておかなければならない。

なお、情報収集に際しては、必要に応じて携帯電話等による画像の収集を行うこと。

ア 情報収集

(ア) 発災前

水位、潮位及び雨量の観測時並びに広報活動及び警戒巡視により収集活動を行う。

(イ) 発災後

消防車両等で行うことを原則とするが、必要に応じて調査班の編成、消防団の活用等、あらゆる手段を講じて積極的に被害状況等の全体把握に努める。

(ロ) 上空からの収集

消防署長は、状況に応じて消防ヘリコプター及びヘリコプターテレビ電送システムを活用し、上空から 情報収集を行う。

イ 情報の報告

被害の程度の状況によっては、災害実態の正しい評価ができるよう応急工作、人的被害の状況、活動状況等を局警防本部に次の方法により報告するとともに、区本部にも連絡する。

(ア) 消防無線

消防局長が指定した場合は、指定されたチャンネルにより交信する。

(イ) 携帯電話

消防無線不感地帯又は秘匿を要する場合 及び同時多発的に災害が発生した場合 は、携帯電話により報告し、次のような場合には、画像を添付したメール送信も併せて行う。

無線の使用統制が困難であるため、携帯電話を有効活用する。

なお、各消防署へ報告を行う場合には、次表のフリーダイヤルを活用する。

【報告を必要とする情報】

① 広島市地域防災計画に定める被害情報の区分のうち、次に掲げる緊急に応急対策を要する情報。

- ・ 人命に係る情報
- ・ 防災拠点の被害状況
- ・ 緊急輸送道路・通信施設等の被害状況

② 市長等に報告を要する情報

「火災・災害等即報要領について」（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）で定める即報基準を準用する。

③ その他

現地最高指揮者の判断により必要と認めた場合又は警防部警防課から指示があった場合。

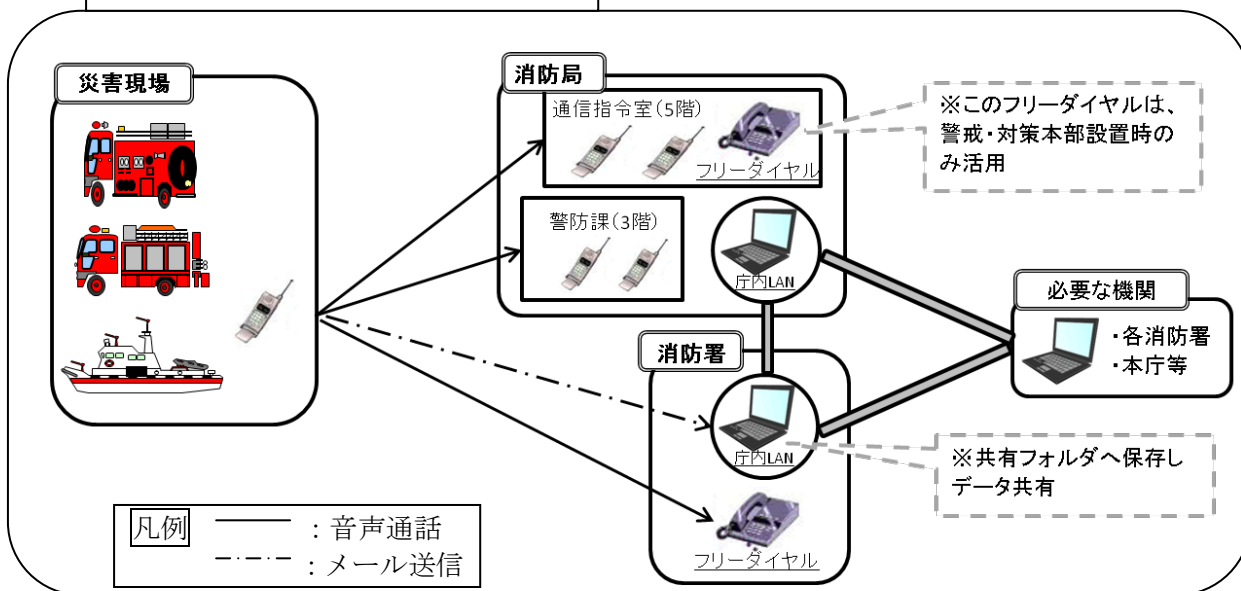
(参考例)

- ・ 水位が上昇し、越水による被害が見込まれる場合
- ・ 巡回中に、崩落しそうな法面を発見した場合

フリーダイヤル設置場所等一覧表

設 置 場 所	番 号
消防局（５階作戦室）	０１２０－４２９－７２０
中消防署（２階）	０１２０－４２９－７２１
東消防署（２階）	０１２０－４２９－７２２
南消防署（４階）	０１２０－４２９－７２９
西消防署（３階）	０１２０－４２９－７２４
安佐南消防署（５階）	０１２０－４２９－７２５
安佐北消防署（２階）	０１２０－４２９－７２６
安芸消防署（３階）	０１２０－４２９－７２８
佐伯消防署（２階）	０１２０－４２９－７２７

【参考】 携帯電話による情報の流れ



ウ 情報の共有

(ア) 消防局警防本部（以下「局警防本部」という。）と各署本部は、連携を密にして 収集した 情報を相互に共有する。

(イ) 重要情報（国土交通省、気象台から発表される注意報・警報及び河川にあっては警戒水位を越える水位、ダムの放流状況。その他通行止め等）については、局警防本部から一斉放送により現場の消防隊等と情報の共有化を図る。

(ウ) 通信指令官は、指令する場所に危険箇所（高潮・津波浸水想定区域や土砂災害警

戒区域指定地区等）が含まれる場合は、指令した消防隊あるいは活動中の消防隊に対して、積極的に情報提供をする。

- (エ) 現場状況の画像は、画像のデータを受信した管轄署で精査し、必要に応じて庁内 LAN の共有フォルダ（※）へ保存することで警防本部等及び各署等との共有化を図る。

※ 保存先

写真等のデータ保存先	備考
21001_消防局 → 07 警防課 → 警防本部体制 → 写真等	※ 画像を左のフォルダへ保存する際には、事案ごとにフォルダ（フォルダ名は、発生場所等にして区別し易いようにする。）を新規作成して、その中に保存する。 ※各画像にも、上記同様に名前を付ける。

7 現場活動

(1) 共通事項

水防作業は、発生した事象に適応した処置を的確に判断し、利用可能な資器材を活用して、現場に適応した水防工法を実施する。

通常暴風雨等の悪天候下に多人数での作業が必要であり、かつ、迅速性が要求されることから、次の事項に留意して実施しなければならない。

ア 水防活動要員

水防召集前の活動は、当日の勤務者とし、水防召集後の水防活動は応召者による対応とする。

なお、災害が多発し応召者のみでは対応不可能な事態が生じた場合は、消防署長により弾力的な活動体制を確保する。

イ 活動の原則

- (ア) 先着隊は可能な限り出動隊員全員で現場に向かい、警戒員の指名及びその配置場所、退避場所の選定を最優先に行うとともに、後着隊を含む全隊員に周知を図る。
- (イ) 先着隊の活動は、状況に応じて情報収集、避難誘導に留める。
- (ウ) 現場携行資器材は、必要最低限（拡声器、鋸、スコップ等）とし、できる限り両手をふさがない搬送方法とする。
- (エ) 二次災害発生の危険性を考慮した安全な場所を選定しながら現場へ向かうとともに、その位置と方向を全隊員に周知する。
- (オ) 活動（警戒巡視含む）は、バディ編成等（2名以上）により行い、互いの安全を管理する。
- (カ) 避難者を発見したら、拡声器で安全な場所へ避難するよう呼びかける。
- (キ) 土石流を横切らない進入路及び活動を原則とする。
- (ク) 退避場所は少しでも高いところを選定し、事前に周囲の状況を把握しておくこと。
- (ケ) 緊急退避の警笛またはサイレンを聞いたら、直ちに直近の退避場所へ避難する。
- (コ) 次の土石流等の発生を常に念頭に置き、前兆現象等の異常を感じた場合は、指定された退避場所に速やかに退避する。

ウ 指揮者の明確化

- (ア) 災害規模、内容にかかわらず災害現場において指揮する場合は指揮宣言等を行い、現場活動中の各隊に徹底を図る。
- (イ) 他署管内の災害現場に出動した場合の指揮権は、広島市警防規程に定めるところによる。

なお、現場の活動状況、今後の対応等について、所轄署長に連絡し、相互調整を図り活動する。

エ 現地指揮本部の設置

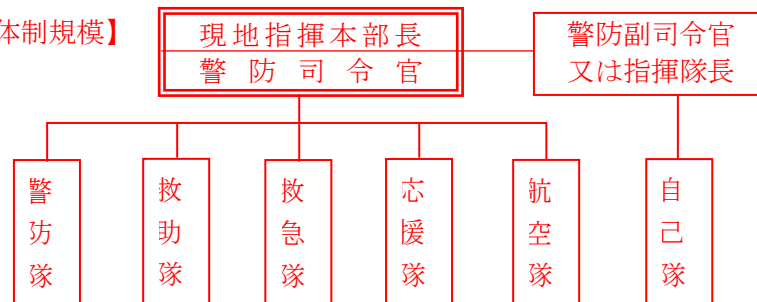
原則として 人命救助活動が必要な 現場には、現地指揮本部を設置する。

関係機関が複数となった場合は、協議のうえ現地合同指揮本部を設置するとともに、指揮者を明確にし、現場活動中の各隊に徹底を図る。

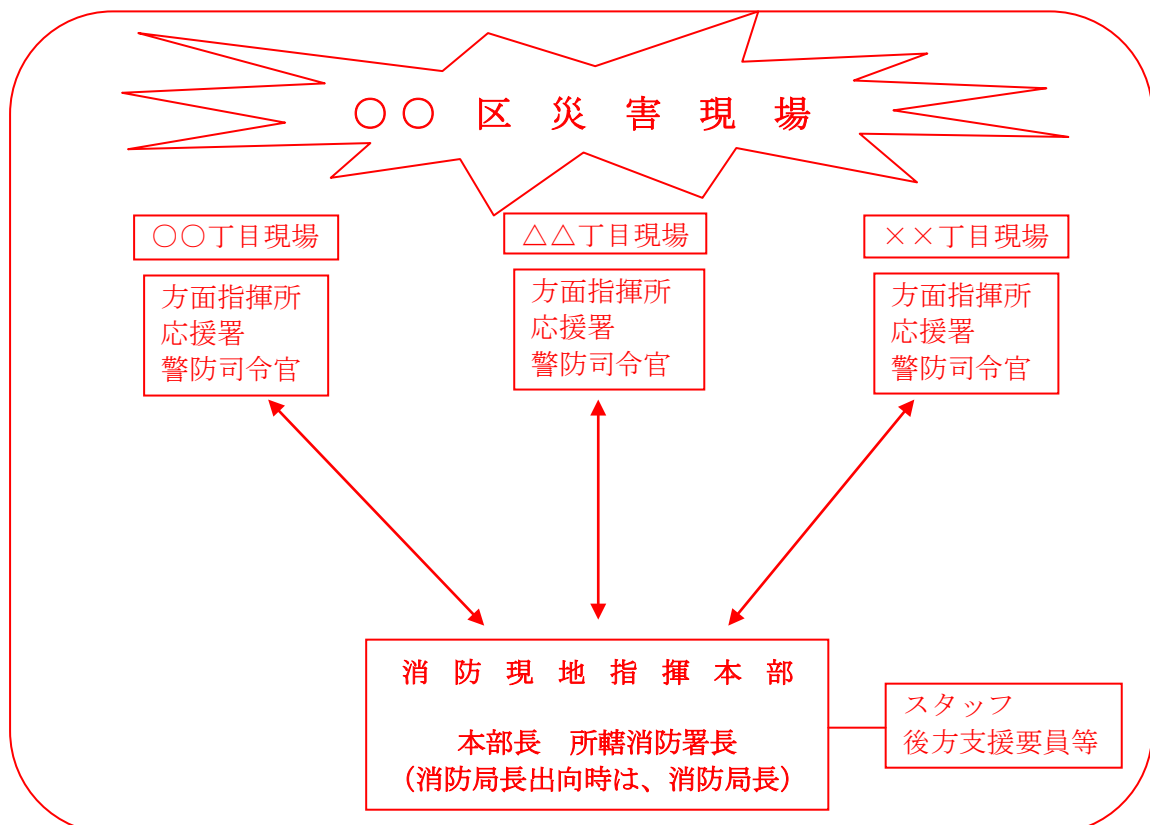
なお、現地指揮本部長を消防吏員とする場合は、原則、警防副司令官以上の職位とする。ただし、緊急の必要があり、管轄消防署長が必要と認める場合はこの限りでない。

【通常時の自然災害救助指令現地指揮本部要領】

【第1 指揮体制規模】



【同時多発災害時の自然災害救助指令現地指揮本部要領】



オ 火災・救助・救急活動等

「警防実務マニュアル」に示す活動要領による。

カ 工法の決定と実施

- (7) 水防工法の決定は、現場の状況、災害発生の原因、危険切迫の度合及び作業力、資器材等を考慮し、活動可能なものを選択する。

特に、人命救助活動が必要な現場は、関係者、関係機関と工法、作業方法等について綿密な協議を行い決定すること。

- (イ) 工法の開始時期は、危険度を考慮し、十分に対処できるよう作業時間、作業力に余裕を持って決定する。
- (ウ) 新たに発生する危険に対処できるよう、予備の資器材の確保に努める。
- (エ) 作業分担等を明確に示して統制ある作業を行う。
- (オ) 長時間にわたる場合は、原則として交代制をとり、作業能率の増進と気力の充実を図る。

キ 避難勧告等

現場活動中、人命危険があり避難勧告等の必要がある場合、直ちにその措置を実施するとともに消防署長に報告する。消防署長は、直ちに区長及び消防局長に報告する。

ク 安全管理

(ア) 警戒区域の設定と警戒員の配置

① 警戒区域の設定

災害現場及び水防活動上緊急の必要がある場所については、危険防止並びに水防活動を行うために必要な区域を警戒区域として設定する。

② 警戒員の配置

がけ崩れ、山崩れ、護岸等の災害現場での活動は、災害が連続して起こる可能性が高いため、災害規模、地理的条件を考慮し、全体が監視できる場所に必要人数の警戒員を配置する。

③ 警戒員の携行装備

警笛、拡声器等、署活動系無線機、強力ライトを携行するとともに救命胴衣を着装する。

(イ) 警戒要領

- ① 車両の部署位置、資器材の置場は二次災害を考慮した安全な場所とする。
- ② 活動場所は、常に整頓し、資器材をみだりに放置しない。
- ③ 護岸等における活動にあたっては、命綱及び救命胴衣を着装する。
- ④ 救命ボート等による水上検索活動は、特に浮遊物、流出物の状況等を判断して安全を確認する。

・ 山鳴り、地響き、異様な臭い、土臭い、揺れ等何らかの現象を感じたら、警戒員は警笛を吹き、活動隊員に危険を知らせる。

危険時の警笛の統一 長声 2 回

「ピ——・ピ——」

ケ 人員輸送

(ア) 人員輸送 について は、災害多目的車、広報車、軽連絡車、署マイクロバス により対応することとする。

(イ) マイクロバスが配属されていない署において、災害対応のための人員輸送でマイクロバス等が必要な場合は、局警防本部において対応を図る。

コ 消防携帯無線の運用

現地指揮者は、同一の災害現地で各隊の指揮者が、それぞれの携帯無線（150MHz）、を同時開局すると、一度に全ての無線がダウン（バッテリー容量）する恐れと、無線情報を単独で判断し行動するなど混乱が生じる恐れがあるため、無線担当者

を定め、署活無線機と並行して 効率的な無線運用を行う。

サ 救助活動のための重機・照明器具の活用と導入手配

(ア) 重機による活動

重機を導入しての活動は、自衛隊、警察等関係機関と協議し、被災関係者の合意の上で行う。

(イ) 重機の手配

行方不明者の救出等に重機が必要な場合は、災害現場等からの連絡により、消防局警防課から災害協力事業者に協力を要請する。

参考～（「広島市災害応急対策に係る協力者の登録等に関する要綱」参照）

(ウ) 照明器具の手配

災害現場において消防局現有の照明車両、器具が不足する場合は、現地指揮本部を通じて 局警防本部に連絡する。

シ 災害現場での住民の安否確認

安否の確認は、区役所、地元自主防災会、地域実情に精通している民生委員会及び消防団と連携を図り、必要とする全ての住戸を対象として確認する。

なお、災害の進展により危険がおよぶ可能性のある区域については、災害時要援護者の早期に安否確認を行うこと。

ス 署本部と区本部との円滑な連携を図り、効果的な水防活動を行うため、定期的に連絡協議を開催する。

(2) 同時多発時における対応

ア 災害活動の優先順位

人的被害現場を最優先するとともに、消防ヘリコプター、場合によっては、バイク、自転車、徒歩 等で被害状況の全体把握を行い、優先順位を付け対応するとともに、情報を署警防本部あて提供する。

イ 無線統制

同時多発時等においては無線の輻輳により、重要な情報の収集に遅れが予測されることから、通信指令官において「震災時の警防対策マニュアル」に示す使用波を指定する。

同時多発等における消防無線指定チャンネル

区別	消防無線の指定	備考
中・安芸消防署	4チャンネル	
東・南消防署	1チャンネル	
西・佐伯消防署	2チャンネル	
安佐南・安佐北消防署	3チャンネル	・白木町のうち志路、古屋地区は2チャンネル ・安芸太田地区は1チャンネル
応援隊用	全共1、2、3	
緊急連絡用	県内共通波	通信指令室と署所の緊急連絡用

(3) 長時間（期間）におよぶ活動体制

救助活動等が長時間に及ぶ場合は、次の体制により対応する。

ア 活動体制

活動隊員の体力、気力及び安全管理面等から交代制とし、効率的な活動体制を確立する。

なお、部隊の交代については、現地指揮者が災害規模、活動時間等を考慮し、局警防本部に対して部隊派遣等の要請を行う。

イ 支援体制

現地指揮本部は、現地の状況や活動時間を考慮し、次に掲げる後方支援を署本部又は局警防本部に要請する。

(7) 仮設トイレの設置

（広島市地域防災計画書「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」を参照）

(i) 休憩場所のための公的施設、災害多目的車、支援車、マイクロバス等の手配

(ii) 食事、飲料水の配達

(エ) 後方支援、資器材の管理のための人員

(オ) 現地指揮本部における報道、被災者等の対応専従要員（区役所職員含む）

(4) 道路損壊等による部隊投入不可能な場合の対応

道路の損壊、落橋、交通渋滞等により、災害現場に部隊の投入が不可能な場合は、次により対応する。

ア 情報収集を最優先とし、バイク、自転車、徒歩、ボートで進入 を考慮する。

この場合、調査は複数の隊員で行い、無線機その他必要な資器材を携行し、連絡手段等の確保を図る。

イ 警察機関・関係機関等からの情報収集を行い、状況把握と署本部への報告及び迂回路の検討

ウ 消防ヘリコプターによる情報収集と隊員・資器材等の投入

(5) 消防団との連携

地元の事情に精通した消防団員の協力は、地域の防災リーダーとしての効果的な活動が期待できることから、次に掲げる内容等を踏まえ、消防団との連携強化を図る。

ア 消防団員及び消防団車両の消防署、出張所待機による初動体制の確保

イ 消防隊員及び消防団員の混成による活動体制の確保

(7) 警戒巡視、街頭広報等の活動

(i) 被害情報収集活動

(ii) 応急工作活動

(エ) その他、消防団長の必要と認める内容

ウ 消防団員を通じた活動資器材の情報収集

多様な職業に従事している消防団員の様々な技術や知識、情報の収集

エ その他、消防団長の必要と認める内容

(6) 他機関との連携

災害現場においては、他機関の責任者又は指揮者と役割分担及び作業管理について連絡調整を行い、現場活動の効率化を図る。

第7節 応援要請

1 応援要請の区分

応援要請は、消防署間の応援と県内等広域応援に区分する。

(1) 消防署間の応援

- ア 署本部は、災害現地指揮者からの報告等により、活動人員の不足等、現体制では十分な対応ができないと判断したときは、速やかに局警防本部に応援隊を要請する。
- イ 要請又は派遣指示に際しては、派遣出動車両、活動内容、必要資器材、必要人員及び集結場所等を明らかにする。
- ウ 応援隊は、車両、資器材等が確保できない場合は、直ちに局警防本部に連絡する。
- エ 応援隊は、災害現地指揮者の指揮下において活動する。
- オ 応援隊の引揚は、応援要請した消防署長の指示を受けた後とする。
- カ 人的被害現場の出動部隊は、通信指令官において部隊編成を行うため、応援としての取扱いはしない。

(2) 広域応援の要請判断

土石流等による同時多発災害及び道路の寸断、通信手段の障害等本市の防災対応能力の限界に達したと局警防本部が判断したときは、県内消防本部、緊急消防援助隊、自衛隊に対して、応援要請時期を失することなく 広域応援要請を行う。

2 広域応援受援計画

応援受援計画は、「広島県内広域消防相互応援細部計画」及び「緊急消防援助隊広島市受援計画」により対応する。

第8節 水防工法及び水防資器材

1 水防工法

過去の災害において実施した工法、水防訓練等で実施した工法について、13 ページに参考資料として示す。

2 水防資器材

国土交通省、広島県及び当市の保有資器材状況を 14 ～ 16 ページに参考資料として示す。

第9節 災害後の警防対策

土砂崩れ、河川護岸の崩壊等により、消火栓の埋没及び道路の決壊等が生じた場合、消防活動上支障となることが予測されるため、次に掲げる事項について警防調査を実施する。

1 地理状況

交通障害箇所の早期発見と実態把握

2 消防水利

- (1) 消火栓、防火水槽の使用可否
- (2) 河川等自然水利取水場所及び進入路の状況
- (3) その他の水利の状況

3 地区別警防計画の樹立

消防局長又は消防署長は、前各項の調査を行い必要があると認めるときは、災害復旧期間等を加味し総合的に判断し、地区別警防計画の樹立、その他の警防対策に万全を期すること。

主な水防工法

(建設省発刊「絵で見る水防工法」抜粋)

原 因	工 法 種 別	工 法 の 概 要	利 用 資 材
越水等	積み土のう	堤防の天端等に土のうを数段積み上げる。	土のう 鉄棒又は丸太杭 水防シート
	せき板	堤防の天端等に杭を打ちせき板をたてる。 (土のうの入手困難な場合に実施)	鋼製支柱 軽量鋼板 (中署に配置)
漏 水 洗 堀 透水等	シート張り	のり面、漏水面等に水防シートで被覆する	水防シート パック縄 鉄杭又は丸太杭 土のう、ロープ等
漏 水 (川裏対策)	月の輪	裏のり部によりかかり半円形状に積み土俵にする。	土のう 水防シート 導水パイプ(5m程度) 丸太杭又は鉄杭
洗 堀	木流し	枝、葉の繁った樹木に重り土のうを付け、数個並置し洗堀部を被覆する。	樹木等 パック縄 ロープ又は鉄線 土のう 丸太杭

国土交通省太田川河川事務所備蓄水防資器材

(水防計画抜粋)

管理者	保管場所	材 料 名 (平成25年3月末現在)							
		土のう袋	鉄線	丸太	鉄パイプ等	掛矢等	ロープ	シート	水防マット
己斐出張所長	己斐出張所	枚 12,090 1t 土嚢 0 麻袋 1,600	kg 10# 10kg 12# 2kg	本 木杭 45mm 角 1.5m 95 100mm 角 1.0m 8本 40mm 角 1.2m 75本 75mm 角 1.2m 75本 1.8m 40本	本 鉄杭 φ22mm 1.2m 14本 1.5m 9本 被覆杭 φ22mm 1.5m	丁 掛矢 2 大ハンマー 2	枚 9mm 1巻 (100m) トラロープ 12mm 2巻200m マニラ 4巻800m	枚 3.6×5.4m 10	枚 3
	吉島倉庫								
	草津倉庫								
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	20,000 1t 土嚢 50	10# 400kg 8# 200kg	丸太 φ15cm 3.0m 2本 2.0m 186本 1.5m 22本 φ10cm 木杭 45mm 0.6m 50本 1.2m 10本 1.5m 0本	鉄パイプ φ4.2cm 1.2m 14本 φ2cm 1.2m 690本 1.5m 200本 鉄杭 φ19mm 1.5m 90本	掛矢 2本 大ハンマー (3.5kg) 4	5m/m 200m 4束 10m/m 12束 トラロープ 100m 巻 3束	3.6×5.4m 100	12個
管理第二課長	高瀬分室倉庫	400					マニラ 2巻100m		
可部出張所長	可部出張所倉庫	8,200	8# 100kg	木杭 45mm 角 0.9m 120本 1.5m 90本 2.0m 100本	鉄杭 φ19mm 1.5m 100本	掛矢 8 大ハンマー 3.5kg 5	10m/m 8巻1600m 9m/m 3巻300m 5m/m 2巻400m	90	2
加計出張所長	巴町倉庫	9,200 1t 土嚢 101	8# 50kg	丸太 φ10cm 1.0m 50本 木杭 45mm 角 0.9m 97本 1.5m 70本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 375本 鉄杭 φ16mm 1.5m 45本	掛矢 5		14	20
	香草倉庫	8,400	12# 50kg 8# 50kg	木杭 30mm 角 0.5m 30本	鉄パイプ φ2cm 1.2m 36本	大ハンマー (3.5kg) 3	30m(3分) 2巻 20m(3分) 1巻	144	
小瀬川出張所長	小瀬川出張所倉庫	13,880 1t 土嚢 100	10# 200kg 8# 100kg	丸太 φ8cm 2.0m 7本 φ10cm 1.5m 8本 木杭 40mm 角 1.2m 10本 45mm 角 1.0m 37本 50mm 角 1.5m 54本 55mm 角 1.5m 31本	鉄パイプ φ2.2cm 1.8m 99本 鉄杭 φ19mm 1.5m 38本	掛矢 4 大ハンマー (3.5kg) 1	9m/m 2巻300m 4m/m 1巻100m 12m/m 4巻400m	ブルーシート 107枚 防災シート 6枚	14

広島県所有水防倉庫

《広島港湾振興事務所・西部建設事務所》

(平成26年4月末現在)

行政区	所在地	管 理 責任者	備 蓄 品 目 (数 量)						
			土のう等 枚	麻 袋 枚	シート 枚	な わ 巻	ロープ m	杭・丸太 鉄パイプ 本	鉄 線 k g
南 区	出島 二丁目 16	広島港湾 振興事務所長	2,900	—	42	—	3,700	350	4
南 区	比治山本町 16-12	西部建設 事務所長	10,550	—	750	35	800	100	20
安佐北区	白木町 秋山 2391-4		1,400	—	300	50	—	90	—
佐 伯 区	五日市町 寺田		5,000	300	50	2	—	200	—

広島市水防倉庫備蓄水防資器材

【倉庫1棟備蓄基準】

区分	品名	基準数
資材	袋物	1,500枚
	縄類	15巻
	丸太又は鉄杭(1.2)	150本
	丸太又は鉄杭(2.0)	50本
	ビニールシート(小)	15枚
	ビニールシート(大)	5枚
	鉄線	15kg
器材	ロープ(10m)	5本
	シャベル	20丁
	かけや	5丁
	たこ	2丁
	おの	2丁
	のこぎり	2丁
	ペンチ	2丁
	かま	5丁
	手かぎ	4丁
	つるはし	4丁
	長とび	2丁
	からくわ	2丁
	かなづち	2丁
	手押一輪車	3台
	救命胴衣	5着
	サンドレッド	各水防倉庫 1個

【水防倉庫別基準】

行政区	水防倉庫名	基準数
中	大手・吉島	2倍
	白島	基準
東	江波	基準
	光	2倍
南	戸坂	基準
	温品	基準
西	福田	基準
	段原	2倍
安佐南	日宇那	基準
	東本浦	基準
安佐北	水上品	基準
	宇島	2倍
安芸	似島	2倍
	都	2倍
安芸	三篠	基準
	己斐	基準
安芸	庚午	基準
	井口	基準
安芸	佐東	3倍
	祇園、山本	基準
安芸	上安	基準
	沼田	2倍
安芸	東原	基準
	中島、可部、姫瀬	3倍
安芸	安佐	3倍
	高陽	2倍
安芸	白木	2倍
	中野	2倍
安芸	矢野	基準
	船越	2倍
安芸	阿戸	基準
	五日市	2倍
安芸	八幡	基準
	海老園	基準
安芸	湯来	2倍
	合計	35倉庫 1.4倍